

農業委員会の運営

○農業委員会の意思決定(農地の売買の許可・不許可の決定など)は、選挙委員と選任委員から構成される農業委員からなる総会などで行われ、実際の事務作業(許可申請書の受理や許可書の送付など)は農業委員会事務局が担当。

農業委員の構成

選挙委員と選任委員から構成。

選挙委員

市町村に住む農業者の中から公職選挙法に準じた選挙で選ばれた委員



※選挙委員の選挙権・被選挙権

区域内に住所を有する満20歳以上の者で、次のいずれかを満たす者。

- ① 耕作の業務を営む者(都府県10a以上、北海道30a以上)
- ② ①の者の配偶者などで耕作に従事している者(年60日以上)
- ③ 農業生産法人の構成員で耕作に従事している者(年60日以上)

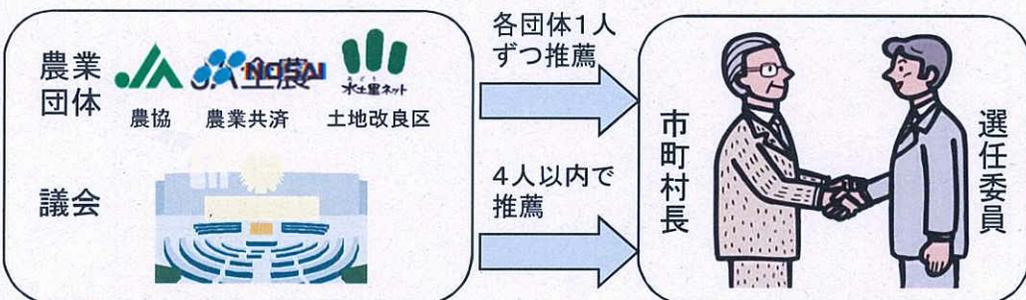
※選挙委員の定数

次の基準に基づき40人を超えない範囲で条例で定める。

- ① 区域内の農地面積が1,300ha以下又は農家数が1,100戸以下
...定数20人以下
- ② 区域内の農地面積5,000ha超、かつ農家数6,000戸超
...定数40人以下
- ③ ①、②以外...定数30人以下

選任委員

農業団体(農協、農業共済組合、土地改良区)が推薦した者、市町村議会が推薦した者を、市町村長が選任した委員(任期:選挙委員の任期満了日まで)



事務局

- 農業委員会には、実際の事務に従事する職員からなる事務局を設置。
- 職員は会長の指揮を受けて事務に従事。



農業委員会の業務

○農業委員会は、①農地の売買や貸借の許可、②農地転用案件への意見具申、③遊休農地の調査・指導などの農地に関する事務を執行。

①農地の売買や貸借の許可

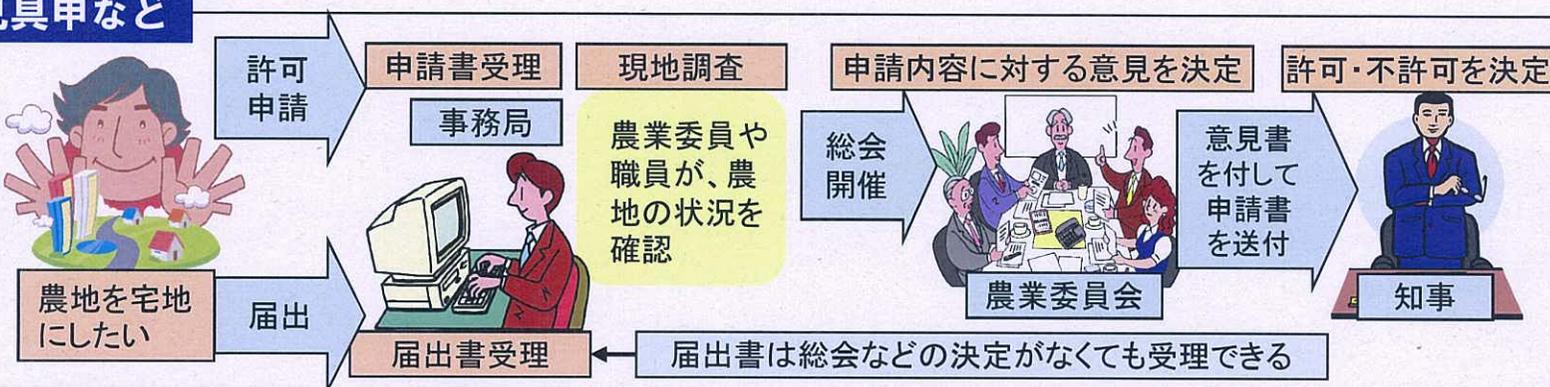
農業委員会は、農地法に基づく農地の売買や貸借の許可権限を有する。



②農地転用案件への意見具申など

農業委員会は、農地転用の関したる事務を担う。

- 知事許可に際して、意見書を付して申請書を知事へ送付
- 市街化区域内での農地転用に係る届出書の受理



③遊休農地の調査・指導

農業委員会は、区域内の農地の利用状況を調査し、農地が遊休化している場合には、農地所有者に対し指導を実施。

